

AIST 関西懇話会運営会則

国立研究開発法人産業技術総合研究所コンソーシアム規程（17規程第44号）に基づいて設置する「AIST 関西懇話会」の運営等に必要な事項について、次のように定める。

（設置）

第1条 国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）関西センター産学官連携推進室に、AIST 関西懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（目的）

第2条 懇話会は、産業界、学界、公的研究機関等の関係者により、産総研の研究資源を産業的に広く利用する技術に関連して、産学官技術情報交流及びその他関連の諸事業を行い、広く社会に貢献することを目的とする。

（事業）

第3条 懇話会は、前条の目的を達するために、次の各号に掲げる事業（以下「本事業」という。）を行う。

- 一 会員相互の交流、情報交換に関すること
- 二 産学官連携促進のための見学会、講演会、研究会等の開催
- 三 その他、懇話会の目的を達成するために必要なこと

（会員の種別）

第4条 会員とは、懇話会の趣旨に賛同し、懇話会に参加して本事業の推進を図る者で、法人会員、個人会員及び、産総研会員からなる。

- 一 法人会員は、法人又は団体とする。
- 二 個人会員は、法人会員以外で、本会則に賛同する個人とする。
- 三 産総研会員とは、産総研の役員及び職員等とする。

（入・退会）

第5条 懇話会に入会を希望するときは、別途定める入会申込書を会長に提出し、第4条の規定に該当する者で、その者の入会を適当と会長が認めた場合、会員として加入することができる。

2 懇話会を退会するときは、事前に理由を付しその旨書面をもって会長に届け出なければならない。

3 事務局からの連絡が3ヵ年にわたって取れなくなった場合は、退会とみなす。

（会員の権利・義務）

第6条 会員は次の各号の権利を有す。

- 一 本事業への参加
- 二 第12条に定める総会（以下「総会」という。）及び第13条に定める臨時総会への参加及び議決権の行使

2 会員は、次の各号の義務を負う。

- 一 会員は、懇話会の定める規約その他懇話会の運営に関わる諸規定等及び総会の議決を遵守しなければならない。
 - 二 会員は、懇話会の目的を達成するため、本事業に協力する。
- (役員)

第7条 懇話会に、次の役員を置く。

- 一 会長 1名
 - 二 副会長 若干名
- (役員を選任)

第8条 役員は、次の各号により選任する。

- 一 会長は、会員の中から関西センター所長の推薦を受け、総会の承認を受けた者が務める。
 - 二 副会長は会員の中から会長がこれを委嘱する。ただし、副会長のうち1人は、関西センター所長とする。
 - 三 役員任期は1年または次回総会までとする。ただし、再任は妨げない。
- (役員職務)

第9条 会長は、懇話会を代表し、懇話会の業務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき又は事故のあるときはその職務を代行する。
- (顧問、オブザーバー)

第10条 懇話会の会務全般にわたり学問的・行政的立場から助言を与える顧問及びオブザーバーを置くことができる。

- 2 顧問及びオブザーバーは、会長が委嘱するものとする。
- (運営委員会)

第11条 懇話会の円滑な運営に必要な事項の討議を行うために、懇話会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる委員により構成する。
 - 一 会長
 - 二 会員の中から会長の承認を得た者 若干名
 - 3 運営委員会の委員長は、会長が務め、運営委員会の運営を総括する。
- (総会)

第12条 総会は、会長が毎年招集する。

- 2 総会の議長は、会長が務める。
 - 3 総会は、運営委員会が提出する議案のほか、懇話会の運営に関する次の事項を決議する。
 - 一 事業計画
 - 二 事業報告
 - 三 その他、運営に関する事項
 - 4 総会の議決は、出席者数の過半数の賛成で決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。
- (臨時総会)

第13条 会長が必要と認めるときは、臨時総会を招集することができる。

(事務局)

第14条 懇話会を運営するために関西センター産学官連携推進室内に事務局を置き、次に掲げる業務を行う。

一 会員の入退会に係わる業務

二 総会及び運営委員会の円滑な運営に関わる業務その他、会長が必要と認める業務

(事業年度)

第15条 懇話会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(運営費)

第16条 懇話会の事業の運営に必要な経費は、関西センター産学官連携推進室の予算を支出する。

(知的財産権の帰属)

第17条 会員は、懇話会の活動において発明等を行った場合は、当該発明等に係る知的財産権(以下「知的財産権」という。)の持分については、会員が単独で行った発明等はそれぞれ単独所有とし、共同で行った発明等は貢献度を踏まえて共有するものとする。

2 会員は、共有する知的財産権が実用化されるときは、持分に応じた実施料の配分などを定めた実施契約を締結する。

(秘密保持契約)

第18条 会員は、懇話会の事業において秘密情報を開示しようとする場合、別途秘密保持契約を締結する。

(輸出管理条項)

第19条 会員は懇話会において提供を受けた貨物、情報及び資料(複製物を含む。)を、輸出又は外国における提供若しくは外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律228号。以下「外為法」という。)第6条第1項第六号に定める非居住者及び「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」(平成4年12月21日付け4貿局第492号。)の1(3)サ①、②又は③に該当する者(外為法第6条第1項第五号に定める居住者のうち自然人に限る。)への提供を行う場合、外為法及びその関連法令を遵守し、輸出許可取得等定められた必要な手続きをとるものとする。

(解散)

第20条 懇話会の解散は、懇話会の運営が困難となった場合、運営委員会の議決に基づき、総会の議決を得て会長がこれを行うものとする。

(会則の変更等)

第21条 本会則の改廃については、総会の議を得て定める。

(設置期間)

第22条 懇話会の設置期間は原則として1年間とする。ただし、総会において事業継続の議決が得られた場合、1年間延長される。

(協議)

第23条 本会則に定めのない事項については、運営委員会の決議をもって円満にこれを解決す

るものとする。

附 則

この会則は、令和 6 年 7 月 30 日から施行する。